

令和５年 第３回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第１４７号

令和５年第３回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和５年８月３０日

まんのう町長 栗田 隆義

- １．招集日 令和５年９月１１日
- ２．場 所 まんのう町役場議場

令和５年第３回まんのう町議会定例会会議録（第４号）

令和５年９月２９日（金曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １５名

１番 真 鍋 泰二郎	２番 石 崎 保 彦
３番 鈴 木 崇 容	４番 常 包 恵
５番 京 兼 愛 子	６番 竹 林 昌 秀
７番 川 西 米希子	８番 合 田 正 夫
９番 三 好 郁 雄	１０番 白 川 皆 男
１１番 大 西 樹	１２番 松 下 一 美
１４番 大 西 豊	１５番 川 原 茂 行
１６番 白 川 正 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

１０番 白 川 皆 男	１１番 大 西 樹
-------------	-----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月28日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、本会議の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第 6 認定第 1 号 令和 4 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 2 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 3 号 令和 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 4 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 5 号 令和 4 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 6 号 令和 4 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 7 号 令和 4 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 議案第 2 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について

日程第 14 議案第 3 号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 15 議案第 6 号 令和 5 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号

日程第 16 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、10 番、白川皆男君、11 番、大西樹君を指名いたします。

日程第 3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第 3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月１４日、１５日に、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催しました。

９月定例会本会議におきまして、当委員会に付託された案件は、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第７号及び議案第３号の５件であります。執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、認定第２号 令和４年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費等の状況、被保険者状況等についてと直営診療施設歯科及び内科診療所の運営状況、施設管理費、医業費、基金積立金、診療報酬、受診者数の推移等についての説明がありました。

委員より、在宅酸素器リース料と医療用消耗機材費のクリーニング代等について質疑があり、執行部より、在宅酸素器リースについては、多いときでは６名の利用者があった。また、クリーニング代等の内訳は、医師と看護師の白衣、予防衣、シーツ、毛布などであるとの答弁がありました。

委員より、診療報酬の推移を見ると、報酬額が年々減少傾向にあるが、今後の一般会計からの繰入金の見通しについて質疑があり、執行部より、歳出は主に人件費が占めており、現在、診療所は最低限の人員体制で運営していることから、今後、繰入金が減少する見込みは少ないと推測するとの答弁がありました。

次に、認定第３号 令和４年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金、被保険者数の状況などについて説明がありました。

委員より、１人当たりの金額について質疑があり、執行部より、令和３年度では１人当たり１０２万４、０００円であるとの答弁がありました。

次に、認定第４号 令和４年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、介護認定審査会費、介護サービス等諸費、支援サービス諸費、介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、基金積立金、要介護認定者数、介護保険サービス利用者数などについて説明がありました。

委員より、今後の介護保険料等の推移について質疑があり、執行部より、介護保険の対象者は今後１０年がピークと想定され、保険料も減少する可能性があるかと推測するが、保険制度を支える現役世代の人口減少の問題もあり、将来は不透明であるとの答弁がありました。

委員より、給食サービス委託料の１食当たりの単価について質疑があり、執行部より、見守り料５０円と弁当の材料費を委託業者と協議の上、単価を決めているとの答弁がありました。

次に、認定第７号 令和４年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、総務管理費、施設管理費、公債費、維持管理基数、保守点検延べ数、清掃件数などについて説明がありました。

委員より、町で設置した合併浄化槽を個人へ譲渡しているが、現在、町が管理している数は幾つあるのかとの質疑があり、執行部より、現在３５基を管理しているが、今年度全て譲渡予定としているとの答弁がありました。

委員より、譲渡後も合併浄化槽の法定点検等が適正に実施できるよう周知を徹底するようにとの意見があり、執行部より、合併浄化槽を譲渡する際に、譲渡後の点検業者を提出してもらっており、その点検状況も県の浄化槽協会から報告されているとの答弁がありました。

次に、議案第３号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、令和５年４月１２日付こども家庭庁成育局長通知により、放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことができる研修終了予定者の内容が変更となり、本条例第１０条第３項に規定する放課後児童支援員とみなすことができる条件である「都道府県知事が行う研修を修了したもの」について、その適用期間を「当分の間」とし、当該研修の終了予定期間について「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内」とするものであるとの説明がありました。

委員より、この条例改正による対象者について質疑があり、執行部より、現職員は放課後児童支援員の資格を保有しており、今後、放課後児童支援員の採用の際に該当者があれば適用されるとの答弁がありました。

委員より、ほかの自治体の放課後児童クラブでは、小学２年生までなど受入れに条件があるが、本町は全学年が対象となっている。子育ての町として引き続き取り組んでほしいとの意見がありました。

以上が、議案審議であった主な質疑、答弁の報告です。

なお、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第４１条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第２号 令和４年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第３号 令和４年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第４号 令和４年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第７号 令和４年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第３号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告

を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第４ 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○白川正樹議長 日程第４、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○合田正夫建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月１９日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

９月定例会本会議におきまして、当委員会に付託された案件は、認定第５号、認定第６号及び議案第２号の３件であります。執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

初めに、認定第５号 令和４年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より、決算額１億８，５１７万４，０００円、前年度対比マイナス７．６％、供用開始人口２，６７５人、接続人口２，１２９人、公共下水道普及率１５．３％などの説明がありました。

委員より、歳入の受益者負担金が減少している理由について質疑があり、執行部より、前年度に町内の大型店舗が新規加入したことが影響しているとの答弁がありました。

次に、認定第６号 令和４年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より、決算額２，９３３万２，０００円、前年度対比マイナス８．４％、施設費１，０４４万２，０００円、公債費１，８８９万円と営業実績についてなどの説明があり、特に質疑等はありませんでした。

次に、議案第２号 まんのう町公共下水道条例の一部改正については、令和２年４月１日よりまんのう町の公共下水使用料の徴収事務を香川県広域水道企業団へ委託しているが、使用料の算定方法について、まんのう町のみ独自の運用となっていたことから、他市町に算定方法を合わせるよう改正するものであるとの説明がありました。

また、本会議であった質疑について水道企業団に確認したところ、料金統一に係るまんのう町への影響については、現在、社会情勢の変動も踏まえ、収支計画をはじめとした精査を行っているところである。今年７月に香川県広域水道企業団水道事業等審議会に統一料金の在り方について諮問し、令和７年度には答申がある予定となっている。

水利権の負担金については、水道企業団と水利組合との個別協定に基づくものであるため、水利組合から直接問合せをしてもらいたいとの説明があり、特に質疑はありません。

でした。

以上が、議案審議の主な質疑、答弁の報告です。

また、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第5号 令和4年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第6号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第2号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。以上です。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月22日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、認定第1号 令和4年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてと議案第6号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号について、質疑等の報告がありました。

報告内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願いいたします。

今定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第1号、議案第6号の2件であります。執行部より詳細な説明を受け、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、認定第1号 令和4年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、総務費の総務管理費では、委員より、経常収支比率が8.5ポイント上昇していることについて質疑があり、執行部より、公債費、人件費の影響ではなく、国の交付税等の見直しにより、普通交付税、臨時財政対策債が抑制されたことによるものであるとの答弁がありました。

委員より、指定管理施設管理費の経営安定化補助金について、物価高騰の影響で、今後、経営がより厳しくなると想定されるが、今年度以降の補助金支出についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、指定管理料の算出方法を令和5年度より見直し、物価上昇等も考慮した指定管理料で委任しており、昨年度ほどの状況にはならないと見込んでいるとの答弁があり、委員より、経営改善を求める意見がありました。

委員より、琴南総合センターなど施設を有効活用できるよう検討し、また、町内には利用していない施設もあるため、町全体として施設の利活用について検討する必要があるとの意見があり、執行部より、今後、公共施設の活用について、統廃合なども含めて検討したいとの答弁がありました。

総務費の徴税費では、委員より、担当部署における税の徴収体制についてと中讃広域行政事務組合の徴収移管状況について質疑があり、執行部より、昨年度までは徴収担当は兼務職員2人体制であったが、4月より滞納徴収専属1人と兼務2人の3人体制で従事している。滞納分の徴収移管の状況については、町の徴収担当が可能な限り調査、徴収をしており、徴収困難な案件について中讃広域行政事務組合へ移管しているが、移管する件数は減少しているとの答弁がありました。

総務費の選挙費では、委員より、町内の投票所の中には空調設備が整備されていない施設があるため、投票所の環境改善について検討してほしい。また、選挙啓発の取組も他の自治体を参考にするなど工夫するようにとの意見があり、執行部より、投票所の環境状況については調査しており、今後、選挙管理委員会で投票所の統廃合も含めて多角的に検討したい。また、選挙啓発活動の方法についても研究するとの答弁がありました。

衛生費では、委員より、コロナ予防対策の今後の取組について質疑があり、執行部より、今年度も予算計上しており、今後も最低限の感染症対策は必要と考えているとの答弁がありました。

消防費では、委員より、町内公共施設にあるAEDを一括管理してはどうかとの意見があり、執行部より、AEDの管理を集約化し、現在39か所を防災担当で管理しているが、全てのAEDについて一括管理が可能かどうか検討するとの答弁がありました。

委員より、消防団員が定数に達していないが、消防団員を確保する取組について質疑があり、執行部より、町内には自衛消防団がある地区もあり、公設消防団の団員確保に苦慮しているが、消防団の取組を理解していただき、団員確保に尽力したいとの答弁がありました。

また、内部統制の取組について、委員より、内部監査の実施状況と成果について質疑があり、執行部より、内部監査員は会計の支出状況等の確認をしており、不備があれば担当課において是正しており、内部監査制度を取り入れた成果はあったと思うとの答弁がありました。

以上が、認定第1号に対する主な質疑等の報告です。

次に、議案第6号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号では、歳入に

関する主なものとして、国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額、県支出金では、災害復旧費県補助金の増額と繰越金の増額などである。

歳出に関する主なものとして、総務費では、例規システム管理委託料、文書管理維持業務委託料、コミュニティ助成事業補助金の増額、民生費では、隣保館費の増額であるとの説明がありました。

委員より、コミュニティ助成事業の今年度の割当て件数について質疑があり、執行部より、今年度は2件追加の5件の割当てがあったとの答弁がありました。

以上が、議案審議であった主な質疑、答弁の報告です。

なお、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告します。

認定第1号 令和4年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第6号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 認定第1号 令和4年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

○白川正樹議長 日程第6、認定第1号 令和4年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号 令和4年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第2号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○白川正樹議長 日程第7、認定第2号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第2号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第8 認定第3号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○白川正樹議長 日程第8、認定第3号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第3号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第9 認定第4号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

○白川正樹議長 日程第 9、認定第 4 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第 4 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 10 認定第 5 号 令和 4 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

○白川正樹議長 日程第 10、認定第 5 号 令和 4 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第 5 号 令和 4 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 11 認定第 6 号 令和 4 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

○白川正樹議長 日程第 11、認定第 6 号 令和 4 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第6号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第12 認定第7号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○白川正樹議長 日程第12、認定第7号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第7号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第13 議案第2号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第13、議案第2号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 3 号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第 14、議案第 3 号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 3 号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 6 号 令和 5 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号

○白川正樹議長 日程第 15、議案第 6 号 令和 5 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 6 号 令和 5 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 閉会中の継続調査について

○白川正樹議長 日程第 16、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長より所管事務調査を行うため、また、議会運営委員長より議会運営を効率的かつ円滑に行うために閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査を行うことに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和 5 年第 3 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 19 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月29日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員